

# 高校生等奨学給付金について【県内私立学校用】

- 返済不要の給付金です。
- 生活保護受給世帯では、この給付金を『就労や早期の保釈脱却に資する経費』に充てた場合、生活保護における収入認定から除外されます。具体的な給付金の活用方法については、担当の保健福祉事務所等と十分に相談してください。

宮城県では、対象となる世帯(非課税の世帯及び生活保護世帯のうち生業扶助を受給している世帯(以下「生業扶助受給世帯」といいます。))の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記1(1)の要件を満たす私立高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程等(特別支援学校高等部を除く。)、高等学校等専攻科)の生徒の保護者等に対して『高校生等奨学給付金』を支給します。

また、新型コロナウイルス感染症による影響により、保護者等の収入が激減し、下記1(2)の要件を満たすと認められる世帯にも当該給付金を支給します。

## 1 支給を受けるための要件

- 【非課税世帯及び生業扶助受給世帯】(基準日(4月入学者は、7月1日)に次の要件を全て満たすこと)
  - ① 保護者等が宮城県内に住所を有していること
  - ② 保護者等の全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円(非課税)の世帯(生活保護(生業扶助)受給世帯を含む)であること
  - ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
  - ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- 【家計急変世帯】(基準日(令和4年7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した日の属する月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月)の1日)に次の要件を全て満たすこと)
  - ① 保護者等が宮城県内に住所を有していること
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められる世帯(生業扶助受給世帯は対象外)であること
  - ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
  - ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

## 2 支給予定額 (対象生徒1人当たりの年額)

区分	通信制以外 (全日制・定時制等)	通信制
生業扶助受給世帯	52,600 円	
非課税世帯・第1子該当 (生業扶助受給世帯を除く)	134,600 円	52,100 円
非課税世帯・第2子以降該当 (生業扶助受給世帯を除く)	152,000 円	

通信制の高校生等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる世帯について

- ・通信制・高等学校等専攻科に通う高校生等は52,100円を支給、それ以外の高校生等は152,000円を支給

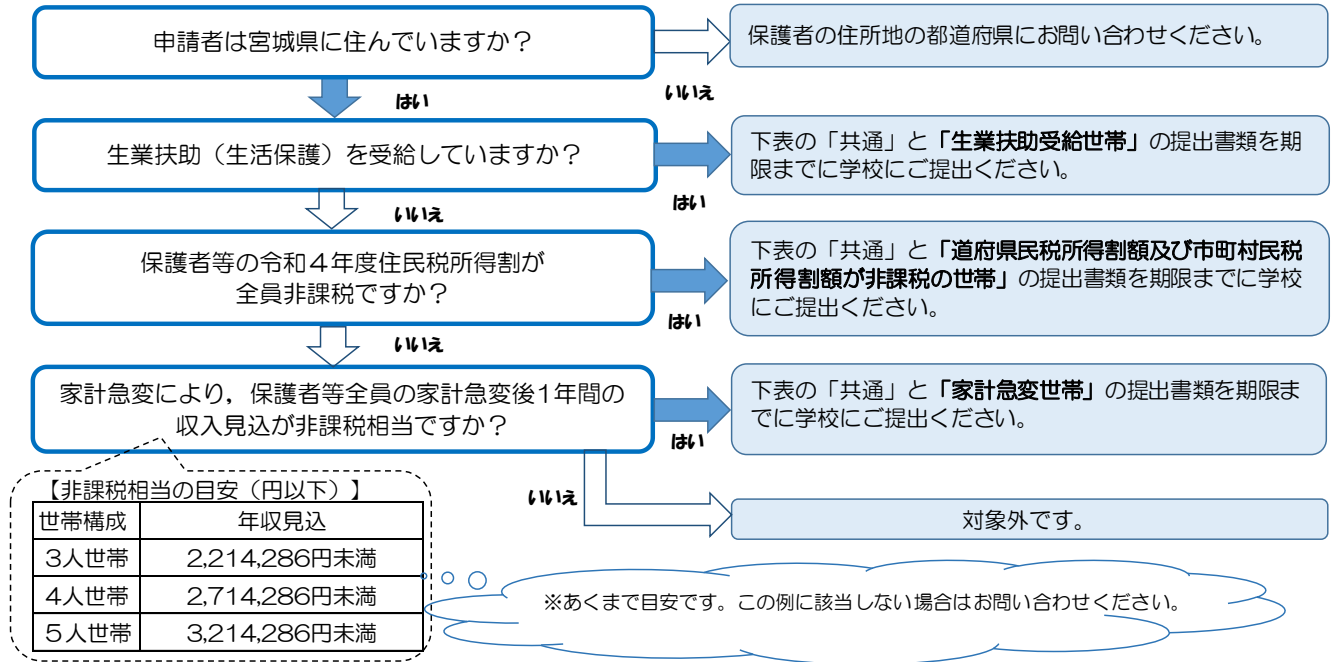
家計急変世帯について

- ・令和4年7月1日までに家計が急変した場合は年額支給
- ・令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、表の区分に応じた額について、家計急変の発生した日の属する月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月)以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切捨て)を支給

## 3 申請方法 対象となる生徒ごとに学校を通じて申請してください。

- ・表の「共通」と「該当する世帯区分」の書類を、学校が定めた期日までに提出してください。
- ・令和4年7月1日までに家計急変した場合は学校が定めた期日までに、7月2日以降に家計急変した場合は随時(令和5年1月の学校が定める期日まで)、提出してください。

対象・必要書類確認チャート



世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書(申請者本人の口座で、通帳の表紙等のコピーを添付)
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	(3) 保護者等(父母等)全員の令和4年度の課税(非課税)証明書等(写しも可) ※無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書の写しが必要です。 (4) 対象高校生等以外の、15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養している子の健康保険証の写し ※保険証の写し: 被保険者等記号・番号等が復元できないよう、マスキングしてください。 ※国民健康保険の場合には扶養状況が確認できないため、扶養申立書を併せて提出してください。
生業扶助受給世帯	(3) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類(写しも可)
家計急変世帯	(3) 保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類 ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※保護者等の一方が無職無収入の方は非課税であることの証明書の写し等を提出してください。 (4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※(家計急変前)令和4年度の課税証明書の写し等 (家計急変後)会社作成の給与見込(家計急変後1年分)、家計急変後3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など (5) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 ※扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族全員分の健康保険証の写しなど ※保険証の写し: 被保険者等記号・番号等が復元できないよう、マスキングしてください。 ※国民健康保険の場合には扶養状況が確認できないため、扶養申立書を併せて提出してください。 (6) その他必要な書類(個別に依頼することがあります)

## 4 その他

- 支給方法・・・支給が決定され次第、指定口座に振り込みます。
- 事実と異なる申請内容により支給決定された場合は、即時返還と違約金が課せられる場合があります。
- 高等学校等就学支援金に申請いただいた方について、就学支援金の認定結果に係る情報を、高校生等奨学給付金の周知や申請の催促に利用する場合があります。

学校への提出期限	令和4年 月 日 ( ) まで
提出先・相談窓口	学校・給付金担当 (Tel. )